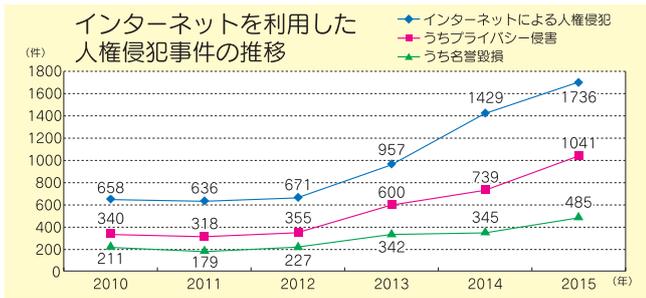


インターネット – 個人情報を大切に –

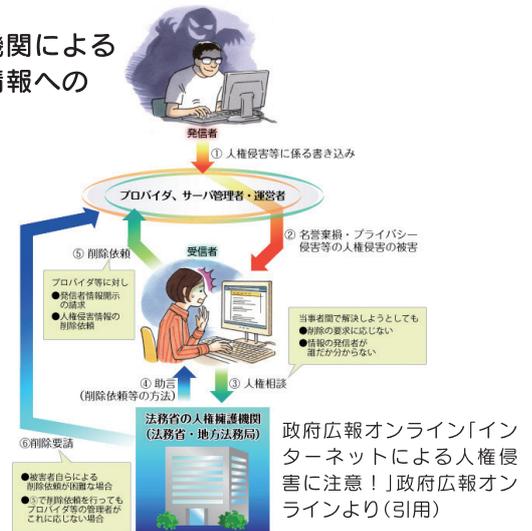


インターネットによる電子メールやホームページ、電子掲示板などは、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があり、さらに、匿名性が高く、人の表情が見えないために表現が過激になりがちです。例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が発生しています。安易な書き込みをすることは、人の生活や命にかかわるような差別事象にまで発展することもあり、子どもたちの生活の中では、いじめの手段として使われることもあります。

また、一旦インターネット上に掲載された情報は、次から次へと容易に転載されるために、問題が大きくなる場合もあります。情報化が進み、あらゆる情報が電子データにされていますが、「部落地名総鑑」のような差別的な図書もデータ化され、瞬時にばらまかれる危険性もあるのです。

最近では、スマートフォンや携帯電話を所持する子どもが増えており、「使いすぎ」や「無料通話アプリ(LINE等)によるいじめ」などが問題となっています。

人権擁護機関による人権侵害情報への対応(例)



豊かな生活につなげるには

インターネットは、世界で起こっている出来事に関する情報をリアルタイムで入手することができると同時に、他の人と情報のやり取りが瞬時にできるため、たいへん便利です。この便利さを、すべての人の生活を明るく豊かなものにつなげていくために、インターネットとの関わり方をみつめなおし、本当の意味での快適な情報化社会を築くことが今わたしたちに求められているのです。

性同一性障がいの問題 – 自分らしく生きられるように –

心の性と体の性が一致しない、性同一性障がいとみられる児童や生徒は、全国で少なくとも600人以上いることが明らかになっています。(文部科学省が2014(平成26)年に学校を対象とした実態調査結果から)この数は氷山の一角にすぎないと考えられていますが、社会での認知度が高まる中、悩みや不安をかかえる子どもたちの姿も見えてくるようになりました。わたしたちには、性同一性障がいについて理解を深めるとともに、不安を抱えた子どもに寄り添い、子どもたちが「自分らしく」生きられるように支援をしていくことが求められています。

性的指向及び性同一性障害に関する呼称について

性的指向及び性同一性障害に関して、いわゆるLGBTなどと呼ばれることがありますが、それらは一般的に次のことを指しています。

L: 女性の同性愛者(レズビアン)

G: 男性の同性愛者(ゲイ)

B: 両性愛者(バイセクシャル)

T: 性同一性障害(トランスジェンダー)

法務省HP「性の多様性について考える」から